

令和7年4月16日

長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する
総合的な評価、技術的な評価等を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

次のとおり、長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する技術的・総合的な評価等を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和7年3月14日～令和7年3月28日

<審査委員属性>

国土交通省 住宅局住宅生産課職員（3名）

<審査基準（技術的・総合的な評価を実施する者）>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 長期優良住宅化リフォーム推進事業に関して、住宅に係る性能（耐震性、劣化対策、維持管理・更新の容易性、省エネルギー性等）に関する専門的な知識を有する者がいること
- 2) 住宅の性能及び性能向上に係る専門的・技術的な評価を行い得る組織を備えた体制であり、住宅の性能及び性能向上に係る評価に関する実績を有すること
- 3) 公平性及び中立性の高い機関であり、かつ、業として、住宅を設計し若しくは販売し、住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者に支配されていないこと
- 4) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活用を行わないこと
- 4) 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること

<評価コメント>

住宅の性能及び性能向上に係る評価に関する実績が多くあり、過去の事業から蓄積された技術的審査に必要な知見も有している。
また、過去の事業実績を踏まえた改善や新制度への対応方針についても提案がされており、より円滑な事業の実施が期待できる。

<採点結果>

提案事業者名	委員A	委員B	委員C	合計
株式会社市浦ハウジング& プランニング	39	41	36	116/180

<選定した事業者>

- 長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する技術的・総合的な評価を行う事業

提案者：1者（株式会社市浦ハウジング&プランニング）

選定：株式会社市浦ハウジング&プランニング